

琉球処分についての考察（二）

― 処分とその後 ―

森 謙 二

- 一 序文
- 二 版籍奉還と琉球（沖縄）
- 三 琉球藩の設置と台湾事件（以上、前号）

四 琉球処分の実施

四―一 ボアソナー드의「琉球島見込案」

万国公法主義の観点から台湾無主論を副島種臣にささやいたのはリゼンドルであったが、大久保利通はボアソナードの方を重用した。法律顧問としてのボアソナード^{*1}は、清国政府が蕃族の処罰を行わず「化外の地」とする以上、リゼンドルのいう台湾無主論に同意し、日本が台湾領有しても国際法上問題はないとした。しかし、他方では清国の同意なくして日本が台湾に出兵することは戦争を引き起こす可能性も指摘していた。大久保はこのような考え方をするボアソナードを重用し、交渉過程の中でもボアソナードの意見を聞き（三―四を参照）、

日清の交渉終了後も一八七五（明治八）年三月に「琉球島見込案」（以下「見込案」という）を提出させている（伊藤博文「校訂」平塚・一九三六・二八二）。

ボアソナードの「見込案」をみると、「今や日本ハ琉球島ニ一層其政權ヲ拡張スルノ時ナリ。然ルニ條約ノ面ニヨリ此島ニ日本ノ權アルコトヲ支那ニテ既ニ認得シタリト」と述べ、台湾出兵に関する日清交渉を踏まえている。ただ、ここで「政權ヲ拡張スル時」というのは、日本政府の主権がおよぶ範囲、すなわち近代国家を確立のために国境劃定の作業であり、植民地主義的な支配領域の拡大を意味するものではない。

ボアソナードの見込案は、三つの問いを設定してそれに回答するという形式で展開する。まず第一に、日本の沖縄併合が合法的であるかどうか、第二は、併合するときに沖縄にどのような配慮を必要とするか、第三は、中国に対してどのように対処するか、というものである。第一の沖縄併合が合法的であるかどうかについて、ボアソナードは

「第一 一八六八年の国政一新」「第二 台湾征伐及結局ノ條約」として、二つの段階に區別して論じる。第一段階については、明治維新によって「諸侯ノ權ヲ廢シ、地方各州ノ獨立ヲ廢シ、而シテ諸地方皆中心政府ノ直管ニ歸シタリ。然リ而シテ琉球ハ今日猶未精密ニ確認シ難キ來歴ノ事情、或ハ日本帝国中ノ他処ト其往來不便ナルニ因リ、他ノ地方ニ比スレバ稍ヤ獨立ノ景況ヲ存セリ。他ノ地方ノ如ク帝或ハ大君從屬スルコトナク、薩摩候ニ從屬シ、貢納ヲ納シタルヲ以テ他ノ地方ハ帝ノ管下タルニ琉球ハ獨リ候ノ管下タリ、故ニ国政一新以來始メテ貢ヲ帝ニ納メルコトニ至レリ」とある。

つまり、維新の改革によつて幕藩体制が壊れ、新しい中央集権国家が構築されたこと、琉球国は薩摩藩に所屬していたが、版籍奉還によりその支配を天皇に移管し、税を帝に納めるようになったことである。ポアソナードの指摘は、明治維新以前では、琉球は天皇の直接の支配に屬しておらず、薩摩の支配下で税を納めていたことに対し、明治維新になつて、租税を直接に日本に納めるようになったことを確認した、ことである。

この認識は、同じ属国であつたとしても、①琉球王国は、租税を薩摩に納め、「主権」は著しく制限されたこと、②朝鮮国は（独立国）として中国に從屬していたのであり、③台湾に至つては、国としての形態をなさず「化外の地」として中国が領有を主張していた、ということであり、この段階においては同じ属国であつたにしても三つの態様に區別されていたことになる。

ただ、ポアソナードは、琉球王国が日本に所屬する根拠として「台湾蕃人ノ殺害シタル時ニ方リテ、亞王ハ復讐及保護ヲ、天皇政府に求メタル以來、此疑シキ件ハ消滅シタリ」とする。しかし、琉球国が台湾蕃人による虐殺に対して日本政府の保護を求めたといえるであろう

か。明治政府がこの出兵に対して琉球藩に謝恩の求めたとしても、琉球藩は政府の台湾出兵に対してそもそも反対の立場にあつた。もつとも、宮古島島民が殺害されたことに對し、琉球藩がどのように対応しようとしていたのか、この点も曖昧なままであるが、琉球国が琉球藩に代わつたとしても日本に併合されるという同意があつたとは言ひ難いだろう。このことは第二條の議論に關係することになる。

第二條においては、ポアソナードは、琉球藩を獨立国として扱ふことは難しいけれども、当分の間は広範に自治を容認すべきとする議論を展開する。ポアソナードは「故ニ日本ハ当今ノ亞王ニ自ラ諸官ヲ命ズルノ權ヲ許シ置キ、唯ダ政事兵事裁判及理財ニ於テ尤モ重立チタル者ノミハ亞王其人ヲ撰挙シテ日本之ニ許可ヲ与フ可シ」とあるように、前述の太政官左院と同様に、琉球を植民地的な從属国として位置づけ、その上で一定の自治権を容認したに過ぎないようにも思える。^{*}

また、ポアソナードの意見は、一定の期間だけ旧慣を温存すべきであると主張したのかそれとも、他のヨーロッパの植民地と同様に、主権を制限した上で一定の自治を容認すべきと主張したのであるだろうか。これだけの「見込案」ではポアソナードの意図を理解できない。後に展開する旧慣温存の政策は一般論としては地域の急激な変化を回避するためのものであろうが、この旧慣温存政策は松田が発案者であつた訳ではなく、このポアソナードの見込案の趣旨に影響を受けたものと位置づけておこう。

第三條は、沖縄に中国との交際、つまり福州の公館及び慶賀の儀禮などの交際をやることを求めている。その理由は、沖縄に国として（独立）した状況を認めるべきではないからだとする。この交際の廢止を直ちに通達すべきか、中国と清国との連絡をした上でやるべきかについては、ポアソナードは後者の方を選択すべきであるという。

その理由は、清国との良善なる関係を維持することを約束しているのであり、中国には日本が沖繩に対する交際を差し止める地位にあることを理解してもらふ必要があるとし、また話し合いによって解決すべきであるとした。また、日清修好条規の第一条の解釈については支那政府に意義を唱える場合にはその担当者にはその内容をよく教示をするべきとする。

ポアソナードは、清国との関係について琉球藩と清国との直接的な交流は避けるべきだとしながらも、清国との関係についてはこれからも交渉が必要になることを前提に、特に日清修好条規の「第一条 いよいよ和誼を敦くし天地と共に窮まりなかるへし。又、兩國に属したる邦土もおのおの礼を以て相まち、いささかも侵越する事なく永久安全を得せしむへし」の解釈について注意喚起を促している。この条文の解釈をめぐって、清国と対立することになる（五―一を参照）。この解釈が、その後の日清交渉の重要な論点の一つになる。

四―二 大久保利通の建議と内国化

(A) 大久保の建議

日本政府が、琉球を法的に併合するためには、琉球藩王と中国と清国の「同意」が必要であることはすでに述べた。「琉球藩」を設置したとしても、琉球藩主からも日本国に併合されるということへの実質的な「同意」を得ることができなかった。さらに、台湾交渉において、中国と清国の「同意」を得たと日本政府は勝手に解釈した。言い換えれば、外交関係に見切りをつけて、日清交渉・中国から帰国した大久保は太政官に琉球の内国化についての「伺い」を提出し、外交交渉ではなく、琉球の内国化と併合のために何をすべきかを明確化する。一八七四（明治七）年一二月末の大久保の太政官への提出した「伺い」

の内容は次のようなものである。

琉球藩は、我国と清国に隣接し、(1)人民は我国によって保護し、正朔は清国が行ってきた。(2)明治五年に我が国から冊封を行い、尚泰を藩王・華族に列したけれども、所屬の曖昧さはそのままに残っていることは不体裁である。(3)宮古島島民殺害に対して行った蕃族征討について、清国はそれを義拳と認め、撫卹銀が支払われることによって、幾分か琉球は日本の版図としての実績になったが、いまだ判然とせず、(4)諸外国からの異論がでており、万国交際の観点からもこのまま放置することができない。(5)我国が征蕃に出たのは、琉球難民の保護のためであり、(6)我国が琉球難民を保護するのは義務であり、やむを得ず行ったことである。

我国政府は、(7)台湾出兵に対する謝恩のために藩王に上京を促してきたが、琉球藩は清国を恐れるために実現しなかったもので、(8)上京に応じない場合には「譴責」の外に方法はない。(9)重役(三司官)を呼び出して、これまでの経過を説明する等の「説諭」を行い、藩王の上京を促したい。(10)藩王が上京に応じたならば、清国との関係を一掃し、米仏蘭の条約の我が国への切り替えを行い、(11)鎮台支営(軍隊)の設営や刑法教育などの諸改革を通じて内国化の準備を進めていくことになる。(12)このようなことは海洋国家として差し障りがあるので、汽船を一艘下付することにする。

もともと蕃族による島民の虐殺事件が起こったのは、琉球が堅固の船を持たなかったことに原因があり、それ以上の遭難等の海難事件が多く起こっている。この費用として清国からの撫卹銀を当てることになるが、一部は宮古島難民・備中人の受難民にあたることとして、琉球藩に汽船を下付すれば琉球藩全体の利益にもなり、一挙兩得である。

この大久保の「伺い」の内容は、(1)から(6)までは現状認識、(7)から(12)まではこれからの内国化¹¹琉球処分¹²の段取りをまとめたものである。

この段階においても、大久保は確信を持って琉球を日本の版図として考えておらず一八七四(明治七)年の日清交渉において幾分か、「日本」の版図としての実績¹³をえた、という認識を持った。琉球の帰属の問題は、まずは内政問題ではなく、外交問題として取り扱ってきた。

(5)(6)は大久保利通¹⁴日本側の基本的立場である。独立国¹⁵主権国家である以上、保護の下にある宮古島島民を保護することは国家の義務であるという、万国公法主義¹⁶近代国際法上の原則にたつた立論であった。

(7)から(12)が、琉球処分の手順についてまとめたものであり、この処分の執行者が松田道之である。大久保の認識としては、明治五年の琉球藩の設置から明治七年末までの間は、「漸¹⁷ヲ以テ鎔陶¹⁸之積¹⁹之候處(次第に頑な気持が溶けていくだろう)」という状況からより積極的な「教諭(後日の資料では「説諭」と言っている)の段階へ、そしてそれでもうまくいかないときには「譴責」へと展開することを踏まえている。いわば、自主的な同意から「説諭」および「譴責」・強制執行による同意(同意の強制)へと進むことを念頭においた手続きであったと言えるだろう。大久保は、内政上の問題としては、琉球藩の「同意」を強制的でもあつても獲得することを意図し、その実行が琉球処分であった。

大久保の認識としては、琉球問題は日清の外交問題、他方では併合に伴う国内問題であるとしたが、太政官は、大久保の「伺い」について外交と関わる問題と内政問題の区分し、「清国関係処分之儀ハ追テ可伺出²⁰事」とし、内政問題についてだけ「伺之通」と回答している。

ここで内政問題というのは、琉球を日本の領土とすることつまり国

境を劃定であり、その上でいかに統治機構の中に組み込むかであった。一八七四年十二月の大久保の「伺い」において、日清交渉において国境の劃定を意図するものであつたことを踏まえて、新しい段階に入ってきたことを明確にした。ただ、この「伺い」だけでは琉球藩の廃止、「廢藩置県」の実施まで認識してたかどうかは明らかではない。

つまり、大久保は、清国と関係の一掃、軍の設営そして「其餘刑法教育ヲ始メ制度改革之事共順次相運候様」と述べるにとどまり、その意味ではこの段階で「廢藩置県」を具体的に明示・指示している訳ではない。ただ、一八七五(明治八)年三月一日の「琉球藩改革処分ヲ予定スル事」と題する内務省からの上申に対して、太政官は三月二九日の別冊には「府県一致ノ制度ニ復シ候様致度」と明確に、この処分が藩制改革としての「置県」であることを明確にした。一八七四年十二月の大久保の「伺」・一八七五年三月二〇日の内務省の二回にわたる太政官への「上申」において、明治政府の方針が明確になったのであり、ここからいわゆる琉球処分の実行が始まることになる。

(B)「属国」から「府県一致の制」へー内国化の方法

ここで少し敷衍して述べておきたいことがある。琉球問題をめぐって、一八七二か一八七四年に至るまでに、外交的には台湾出兵等忽々たる時期であったが、国内的には「鎔陶²¹の時代」に区分した、外務省六等出仕の伊地知貞馨が琉球藩設置のあとに外務卿副島一臣の口達を文書化し琉球藩に「国体政体不変の約束²²本領安堵」(事実上の両属の容認)を約束し(一八七六年九月二〇日)、後に琉球藩との交渉で抵抗の根柢を与えることになる。もともと副島がどのような認識のもとで「本領安堵」を述べたか明らかではないが、これが当時の外務省の意見であった。²³

また「**銘陶の時代**」を表現する太政官の指令がある。一八七三（明治六）年四月十二日に摂政と三司官は連名で琉球藩の窮状を外務省宛に訴え、その訴えを踏まえ、沖繩在勤であった伊地知貞馨が琉球藩の開墾について上申し、さらに外務省は太政官に上申した（一八七四年三月八日）。この上申は、開墾事業や養蚕・紡績業を通じて藩の生産力を向上させようとする伊地知の提案に基づいて、琉球藩に「非常ノ特典」をもつて開墾地除税等を与え、今後の「備蓄凶荒之予備相立て候様」というものであった。その太政官令は「其藩ノ儀ハ年貢米八千貳百石ニ被定、其土地ハ全ク藩王ニ被委任候儀ニ付新地開墾物産繁殖等ハ藩王ノ見込ヲ以励精着手可致」とする。西敦子によると、伊地知は「琉球一円ハ永年藩王御委任」と、明治政府は藩王に藩領を安堵したとしている（西、一〇〇八、一三三～四）。

さらに、一八七四年三月には外務小丞の森山茂が、台湾交渉が終る前に寺島外務卿に提出した「琉球藩改革之儀」とする上申書を提出した。西敦子は、台湾出兵が琉球藩の帰向を決定する絶好の機会であることを強調した森山の建議に対して高い評価を与えている（西⁽¹⁾、二〇〇八、二一七）が、私は森山の建議と大久保の建議には大きな差異があると考えている。というのは、森山の建議は、琉球と清国・日本の関係を「一国二帝ヲ奉ジ、喩ハハ一婦両夫ニ相見ユルニ均シ」と論じ、日本の琉球の関係を主国と属藩の關係と位置づけ、「主国即主国ノ義務有り、属藩豈属藩ノ義務ナカラシヤ」と述べている。

さらに、琉球の内政に関しては「藩王」の名称存続を認め、琉球の衣冠制度もしばく容認する姿勢を示している。このような森山の考え方は、琉球の所属を明確化したものであつても、前に述べた副島の矛盾をそのまま引き継いだものに過ぎない。いわば外務省の方針は琉球を「属国」として従属させることであつた。これに対して、大久保は、

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

対外的には万国公法主義の原則を貫き、対内的には「府県一致ノ制度」、いわば諸藩の形式的な平等性を前提とした関係（この段階では国内でも地方制度は確立していない）を指向していたと思われる。この意味では、外務省と内務省は「大久保利通との間で大きな溝があつたといわなければならない」。

このような外務省と太政官の琉球藩への認識に大きな変更を加えたのが大久保利通であつた。既に述べたように、大久保が「漸ヲ以テ銘陶之積之候處」と位置づけ、「愛護撫民皇化」のように、琉球藩への優遇待遇を通じて「漸次銘陶」を待ったの時期である。ところが、この「漸次銘陶」の時代は終わりを告げることになる。琉球国が琉球藩になつたとしても、しばらくは外務省扱いが続くが、台湾交渉を経ると琉球を内務省扱いとして、内務卿大久保利通が担当することになる。

大久保の時代になると、積極的な「説諭」の時間を経て、さらに「譴責」の時代に移行することになる。その意味では、外務省から内務省への管轄変更の変化は、単にそれだけではなく、明治政府の大きな政策転換が展開することになる。

大久保の展開した大きな政策転換とは、内務省の一八七五年三月十日の「内申」で示されているように、これまで外務省が琉球を「属国」として位置づけようとした流れに対して、内務省は「府県一致ノ制度」として琉球藩の藩制改革を行おうとしたことである。それは「琉球藩設置」において曖昧なまま残してきた琉球の所属を明確にするにとでもあつたし、琉球藩の近世的な自治（領有権）を否定し、「属国」としてではなく、近代日本の国家（統治）体制に位置づけることであつた。

伊江王子と三司官宜野湾親方・浦添親方・池城親方が上京するの

は、一八七五年二月十八日、三月三十一日から内務省との交渉が始まる。この三月に松田道之は内務大丞に任じられた。したがって、この交渉に参加した中心人物が大久保利通・松田道之であり、内務省へ配置転換となった伊地知貞馨である。原口邦紘によれば、松田が本格的に関与し始めるのは大久保による説諭終了後のことであり（原口、二〇〇五、二九）、大久保による説諭の失敗によって「琉球藩を自発的に清国関係から離脱せしめることなど絶望的である現実を大久保内務卿はじめ明治政府要人がはっきり確信した（同、三三二）」と論じている。

四一三 琉球処分

(A) 東京での「説諭」の失敗

一八七二年から一八七四年までの「漸次鎔陶^{ようとう}」の段階、一八七五年の東京での「説諭」と琉球での「説諭」の段階、一八七九の行政処分^{しんぎょうしゅんぶん}の段階、いわば「譴責」の段階に区分できる。まずは、一八七五年三月末日から大久保利通及び内務省と伊江王子及び三司官との説諭（交渉）から始まることになる。松田道之はじめて琉球問題の表舞台に立った。

第一回（三月三十一日）は、去る十二月の大久保の「伺い」にあつた(1)「蕃族御征討」によって多額の費用と人命を費やしたことに對して、藩王の謝恩のための上京を促し、(2)鎮台分營の設置、(3)蒸氣汽船の下付、(4)撫恤米の給付についての「説諭」を受けたが、第二回（四月八日）には琉球藩側はこれらすべてを拒絶し、第三回目（四月十八日）では(3)(4)については受け入れたものの、(1)(2)については受け入れを拒絶した、第四回（四月二三日）には大久保は新たな要求を行う。(1)職制について府県一致の制、(2)藩治職制の改革、(3)明治年号・年中

行事御布告通、(4)改訂新律要領の実施と担当者三名の上京、(5)学事修行等壯年の者十名の上京である。藩治改革を求めた大久保の要求にたいして琉球使節団は、自分たちの一存では決めがたいとしながら、一八七三（明治六）年の副島による琉球の「政体不変の約束」を持ち出し、大久保に抗った（五月二日）。

この間に北京では大きな事件が勃発した。清では一八七五年一月に同治帝が亡くなり、光緒帝が即位した。また、その前年に那覇を出発した進貢史が三月に北京に到着し、日清両国でトラブルが発生していた。この琉球藩が進貢使を派遣による混乱、さらに新皇帝即位に對する琉球藩からの慶賀使などの派遣を日本政府が恐れて、進貢史や慶賀使などの派遣及び冊封使の受け入れの禁止を琉球藩に求め、五月二九日付けで通達した。

琉球藩は、これまで通りの両属関係を維持することを望んでいた。ただ、琉球を日本の版図に組み込もうとした日本政府は、琉球藩が進貢史を清国に送ったことについて容認することができなかった。

政府の鎮台分營の建設について上京中に使節団は受容したものの、府県一致の原則を拒み、藩治職制や年号年中行事の変革に抗っていたのは、両属関係を維持するためのものであった。五月十三日に松田道之が琉球出張を命じられた時、『尚泰公実録』によれば「漸次清国との関係を絶えむとするにあり」（五月一七日、東恩納、二五九）と警戒感を示し、六月八日には「年号云々に關する政府の真意は清国の正朔を廢止せしむるにあり」と警戒を強めている。そして、松田が到着する以前の六月二十日に、三司官を交代させ、新しい三司官に清国寄りの強行派を加えて浦添親方・池城親方・富川親方の三人を任じた。清国をめぐって、琉球藩と明治政府の対立が先鋭化してきたとき、交渉は新たな段階へと展開していく。

(B)琉球での「説諭」―松田道之

大久保利通が「琉球藩官員へ説諭応答」をまとめた五月九日の前日、「琉球藩清国関係其他処分条件ヲ定ム」とする伺書を太政大臣に提出、九日には指令が出される。清国関係については外務省に任せながらも、内国問題の処分については五箇条にわたる指令が出され、「官員派出被仰付候上、緩急見計ヒ可取計事」としている。琉球藩に対して清国との関係を廃止の通告すること（これも処分の形態である）は内務省の役割であった。

松田道之は、内務省の忠実で優秀な官僚であった。五月十三日に沖縄出張の辞令を受けた後、大久保に琉球藩処分実施についての心得及び段取り（手続き）に関して五月二十九日に二通の「伺い」を提出している。第一通は二條、そして第二通は十五條にわたって詳細に打ち合わせを行っている（回答六月二日）。ここでは特筆すべき三つのことを指摘しておこう。

一つは、贈答の拒絶についてである。これは琉球藩吏と内地官吏との間の交際において贈答を禁止するものであり、松田が大久保の同意を経て、五月二十三日に琉球藩吏高安親方・津波古親方。与那原親方に、内地官吏については伊地知貞馨六等出仕、中田鷗隣八等出仕、種子島時恕大録、河原田盛美中録に伝え（第四号）、琉球に到着して藩王尚泰宛に「送迎ノ式及ヒ饗宴ノ式等ハ勿論、彼ノ外贈答等ニ至ル迄前日慣行ノ冗式ノ一切廃止被候」（七月十日）と文書で申し出ている（第六号）。これまでは内地官吏には相当の饗宴や贈答の提供があったものを取り止め、公務と私事の区別を明確にした。実際、伊地知貞馨はこの出張後に免官になったのは、この贈収賄問題になったからだと言われている（佐々木克、二〇〇四、七九）。

二は、交渉の過程を書面において残し、内地官吏に関しては「該藩

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

ト照会往復等之書類ハ勿論、内部之照会往復之書類ニ至ル迄総テ拙者名義ヲ以テ可取扱儀ト御心得」とした上で、「御用ノ筋二関スル事ハ」全て「拙者ノ検印御受ケ可」と指示している。これに対して、琉球藩王には「事理重キ書簡後日ニ保存ヲ要スベキ書簡等至テハ都テ貴下ノ名義ニテ拙者名宛ヲ以テ御差越シ可有有之、拙者ヨリ差出シ候節モ同前拙者ノ名義ニテ貴下名ヲ宛以テ差出シ可申候」（七月十日・第六号）としている。

この文書の名義の明確化と照会等についても文書による交換を求めたのは、文書の責任の所在を明確にすること、先の伊地知貞馨等による「政体不変」の約束の口達書が交渉の妨げになったことの反省にたつものであること、そして版籍の返上の「合意」は琉球藩と日本政府の合意ではなく、法形式的には藩王と天皇との「合意」である必要があった。この段階において、琉球藩でも日本政府においても、人々の「社会契約」による合意という発想はもとより存在はしない。ただ、その「合意」による併合こそが当時の万国公法主義に理に適った方法だと考えていたのであろう。

三は、藩王尚泰の病気である。松田は、六月二日に品川港を出港し、鹿児島で七月一日に池城親方から藩王病気の連絡を受けている。それ以前の五月二九日に松田は大久保に対して「命令書ハ藩王に二面会ノ上直受ニ非ザレバ不相渡所存ニ御座候、乍去若故藩王病氣ニテ事実不^{さきながら}得止時ハ摂政ニ相達シ可然哉」と伺書を提出、了解を得ている。政府にとつて「説諭」の相手はあくまでも藩王であり、三司官等の琉球藩及びその機関であった訳ではない。東京では琉球使節団が一存では決めがたいとして回答を留保していた。ここで大久保等が見ていたものは、琉球藩内の意見の対立であり、最終的には藩王が判断をすべきという認識であったのであろう。

松田の琉球出張は、「説論」の最終段階のものであり、多くが提示した四月二三日の要求に、さらに五月二十九日には太政大臣からの通達を加えた内容となる。七月一日、これまでの要求を改めて整理して、次の九箇条について伝達した。

- (1) 従来隔年朝貢ト唱へ清国へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣シ候例規有之趣ニ御座候得共自今被差止之條
- (2) 藩王代替ノ節従前清国ヨリ册封受來リ候趣ニ候得共自今被差止之條
- (3) 藩内一般明治ノ年號ヲ奉シ年中ノ儀禮等總テ御布告ノ通遵行可致之條
- (4) 刑法定律ノ通施行可致因テ取調ノ爲メ担当ノ者兩三名上京可致之
- (5) 藩政改革之條
- (6) 学事修業時情通知ノ爲メ人撰ノ者兩三名上京可致之
- (7) 在福州ノ琉球館廢止可被致事
- (8) 謝恩トシテ貴下上京可被致
- (9) 鎮台分營ヲ被置事

(C) 琉球藩の抵抗

琉球でも五月になつてから、日本政府の意図が清国との関係を廃止することにあることを明確に知るようになった。琉球にとつては、これまでの何百年にわたる清国との関係を絶つことであり、それは道義的に許されず、藩治職制の改革¹¹ 廢藩置県の実施は藩王の廢止、事実上の琉球王国の廢止につながることになるからである。つまり、琉球処分は対外的には清国との関係の義絶であり、琉球国の滅亡であり、対内的には置県処分であつた。

明治政府は、一八七五(明治八)年以降、この対外問題を外務省において、対内問題を内務省で扱ってきたが、清国が、日本政府による琉球処分の実行、他方では琉球藩からの応援・救済を求められると、琉球処分の全体が国際問題として認識されるようになる。

琉球藩は、一八七二(明治五年)に「藩」として設置されとしても、

従来^{*10}の王国という政体を維持できると考えていた。従つて、日本から「藩」として册封を受け、藩王という名称となり、日本の華族に列せられたとしても、日本の版図に編入されたとは考えていなかった。つまり、琉球藩は「王府体制」の実質的な変更を認識している訳ではなかった。もつとも、琉球藩内においてこれまでも「親日派」とか「親清派」とかの対立があつたとしても、この時期になるとその分裂がより顕在化するようになってくる。

すでに述べたように、六月二十日に三司官を交代させ、清国寄りの強行派を新しい三司官に三人を任じている。七月一日には、これまで達書等で指摘された内容を九項目整理して松田が伝達をした。このなかで、(4)と(6)については受け入れ、(8)についても藩王病氣のため名代(藩王の弟・今婦仁王子)を派遣するとしながら、他の事項のことについては固辞する姿勢を明確にする。この清国との関連を絶つということについて、喜舎場朝賢は『琉球見聞録』において、琉球藩の意見として次のように述べている(喜舎場、一九七七、二二)。

隔年使節を遣り清国へ進貢或は清帝即位の節慶賀使差遣はし、且藩王代替の節清国より王爵の册封を受けらるる等の件は、極力竭心固辞せずんばあるべからず。如何となれば進貢は我国往古より重典頼て以て国家の重きを爲す。且前明の時より我待を撫せらるる甚だ優渥(恵みや慈しみが深く、手厚いこと)爾來國王鑽統せる毎に波濤の險阻を憚らず欽差を遣り王爵を賜ひ、隔年進貢毎に賞賜の綵幣物件枚擧するに違あらず。清朝に建んで、優渥の上に優渥を加へられ其恩義昊天極りなし。如何ふて恩を忘れ義を背き朝貢を絶つべき理あらん。況や我琉球遼遠洋中に孤立し國土偏少微弱自ら保持すべからず、清国に版図に歸し其保護声援を以て外患なく内憂なく自ら建国を爲し古來風習の禮樂刑政(古代中国

で国家を整え、秩序を維持するための四つの基本のことで、礼節、音楽、刑罰、政令のこと」自由不羈（他人の束縛を受けない。他人に影響されず自分の考えで行動する）の権利を有し上下雍睦生を安じ業を樂む。若し一度清國の繋連を離るれば、自然に自由の權を失ひ、爲に掣肘（傍から干渉し、自由に行動させないこと）拘束せられ國家永久保つ可からざればなり。

この喜舎場朝賢の文を読み驚くことは、第一は、琉球を「清國の版図に歸し」としていること、第二に中国の保護声援を受けることにより「自由不羈の權利を有し、上下雍睦生を安じ業を樂む」とすることである。日本政府の主張は、琉球が日本の版図であり、日本は琉球を保護のために台湾出兵を実行したというものであった。喜舎場は日本の論理を真つ正面から否定した。ただ、このような主張を日本政府に直接にぶつけた跡は見受けられない。その意味では、これが琉球藩の統一見解と言えないけれど、琉球の有力な意見であることは間違いない。さらに、清國の版図でありながら琉球の自由不羈の權利を有するという論理、これこそが中華思想といえはそれまでだが、やはり論理上の矛盾がある。ここで波平恒男は岡本隆司の概念つまり「属国自主」概念を引用している。だが、この段階（一八七五）年では清國がまだ「属国」の位置づけに苦慮していたこと、そもそもこの段階で清國に琉球を助ける意思はなかつた。この問題は後に触れることにしよう。

琉球での説論の間、八月一四日の郵便報知新聞に中国軍艦が琉球に来るかも知れないという記事が九月四日に琉球に伝えられ、これを理由に琉球側は松田に返答の延期を申し出ている。この記事が誤報であることがわかるが、琉球藩が中国から軍艦の来航を恐れたのかあるいは期待したのか、華夷秩序のなかの微妙な立場を浮き彫りにしている

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

表 『廃藩当時の人物』

伊江朝直	1881-1891	尚 健	尚瀨王の五男・摂政・伊江王子（維新慶賀正使・亀川党＝親清派から激しい非難）
宜湾朝保	1823-1876	向 有恒	向延楮・宜野湾親方の3男・朝直と「藩王」に封ずる命を受ける。これが薩摩藩からの脱却という受け取られ、最初は優遇されるが、琉球処分とともに冷遇される。親日派
浦添朝昭	1825-18838	向氏浦添親方14世	最後の三司官・両属 阿如章に嘆願・松田道之との交渉を担う
富川盛奎	1832-1890	毛鳳来	最後の三司官・李鴻章と会う。廃藩当時の都督での交渉・分島案に反対し脱清
亀川 盛武	不明	毛允来	頑固党・亀川党・中国の援助で日本への従属を逃れようとした
義村朝明	1830-1898	向瀨	亀川盛武の後頑固党を率いる・清国勝利運動の展開
林世功 〔原文は成功とある〕	18423-1880	久米村出身〔日本名名城春傍〕	脱清人・幸地親方と密使として清国へ・李鴻章にグランに交渉するよう要請・分島案が成立しそうになり自殺
与那原良傑		馬兼才	最後の三司官・廃藩時東京に在駐・尚泰の上京に付き添う・東京の家令・
伊舎堂盛英	1842-19060	翁氏13世	尚泰に付き上京・真宗問題で活躍
池城安規	1829-1877	毛氏池城15世	上京前に西郷隆盛と会う 最後の三司官 幸地朝常が密書をもって脱清
津波古政正	1816-1877	津波古殿内13世	尚泰の侍講官・尚泰に版籍奉還を進言（支那通ではあったが、支那崇拜を戒める）
豊見城盛綱	1829-1892	毛台光	豊見城親方盛綱 17世・尚泰の上京をすすめる・沖縄後進の教育者
伊江朝重	〇〇-1912	伊江殿内	第四代尚清王の子孫の家柄
喜屋武朝扶	1839-	向維新	明治慶賀使と同行・廃藩後尚泰に随行し上京・晩年久米村の居住
久志 助法			御評定所主取・尚泰に随行し東京へ
知花朝章	1847-1929	首里士族	琉球藩の留学生・廃藩後は尚家経営の沖繩広運（株）社長・民選首里区長
議得久朝常	1850-1918	向文蔚	王族・上杉県令の顧問官・開化派
百名朝起			尚泰候のお側勤め・尚典の守り

が、いずれにしてもこの頃から琉球内部の人々の意見の対立も顕在化するようになる。

琉球藩にはもともと親日派と親清派がいたと述べたが、琉球王府出身の尚球著『廢藩当時の人物』(一九二五)においてそのことがよく表現されている。表『廢藩当時の人物』は、同書に掲載している廢藩置県の際の人物である。両派の人々がともに愛国者として評価されているが、それは「琉球国」の維持を共通目的としているということであり、琉球国を支えてきた人々がどのような立位置にいたかをよくわかる書物である。

そして、まず第一に親清派の人々が急進化していくのは一八七二(明治五)年の琉球藩設置がその契機となっている。伊江王子と三司官であつた宜湾朝保等が上京して天皇から沖繩に琉球藩設置と尚泰が華族に列せられることを受容して国元に帰ってきたとき、親清派から激しく排斥された。批判勢力の中心人物が亀川盛武であり、親清派の中心人物である、しばしば「亀川党」「頑固党」「守旧派」などと呼ばれることになる。それに対して、宜湾が親日派の中心人物であり、「開明派」と呼ばれ、両者は激しく対立をすることになる。

第二は、その対立がより先鋭化する時期が一八七五(明治八)年である。この年、松田道之が琉球入りし、前述の九項目の要求を琉球藩王尚泰に突きつけたときである。琉球藩内では清国との関係を義絶することが大勢であつたにもかかわらず、九月七日に尚泰は「衆官迷執て悟らず居ながら危渦を蒙むらんよりは寧ろ遵奉して社稷(国家)を全うするに如かず(多くの官吏が迷つて何もしないで危渦をもたらすよりはむしろ命令に従つて国家としての役割を果たすことがもっとも良い方法だ)として、明治政府の要求に応じる旨を伊江王子と三司官に伝達しようとしたが、頑固党Ⅱ亀川党が首里城に結集し、「三門(歡会・久慶・経世)

を塞ぎ、以つて遵奉書を奉じる使者を欄に留む、書院及び近習署に参り涕泣して遵奉の生命を取消させられんことを要求し」た(喜舎場、一九七二、八二)とある。一種のクーデターである。藩王尚泰はこの要求を受け入れ、これ以降、藩主は反政府側に組みすることにになり、結果として三司官の池城親方が随従與那原親方と幸地親方等と共に上京して請願活動を行うことになった。

第三は、上京して池城親方と共に請願活動を行った幸地親方が、一八七六(明治九)年七月に内務省書記官木梨精一郎と一緒に沖繩に帰り、同年一二月になつて伊計大鼎・林世功等三九人とに名護から浦添三司官の密書をもつて八重山経由でと渡清する。いわゆる「脱清」と呼ばれる最初のケースである。

この「脱清」は、福建布政使から慶賀使や朝貢使が途絶えていることについての咨文が届き、その返答を送るべく外務省に申し入れたが拒否されたために、密航という手段に出たものであつた。渡清のきっかけが福州からの咨文であつたことであり、琉球藩が積極的に密書をもつて清国に行つたわけではない。

『廢藩当時の人物』によれば、林世功が李鴻章に会い、グラント將軍にも面会をしている。三司官の浦添親方は東京で駐日公使として赴任していた何如璋と面会をし、「現下世界の大局は欧米の文明国の勢力最も強大也。故に、彼に依頼し、彼の力を借り日本政府に談判せしめよ」(尚球、一九一五、二五)という助言を受けたとされる。何如璋が着任するのは一八七七(明治一〇)年十月、浦添親方が神戸に滞在中の中国公使何如璋に来訪し、東京での会談をへて、何如璋が李鴻章へ書簡を出すのが一八七八年五月であり、何如璋が寺島宗典外務卿と会談するのが九月、何如璋が寺島外務卿に激しい日本批判の書簡を送るのが十月七日であるから、日清間の紛争はまさに風雲急を告げるこ

とになる。

琉球藩のロビー活動は広範で多様であった。この段階に至るまで、琉球がこれまで五〇〇年に渡って継続してきた中国との朝貢・冊封体制の廃止を日本政府から一方的に強制されること、および朝貢・冊封体制の廃止は琉球王国の崩壊につながることを訴え、中国だけではなく、国際世論に訴えかけるものであった。

当時の日本は、外交的には一八七五年五月にはロシアとの千島・樺太交換条約の締結をしている。この頃になると、琉球併合に対して国内世論だけではなく、国際世論も次第に厳しい見方をするようになっていた。一八七八(明治十一年)には琉球処分を指導してきた大久保利通が暗殺され、琉球問題について新たな対応を必要とした。国内的には、これまでの大久保利通の敷いた路線にしたがって琉球処分の実行に取りかかり、外交的には厳しくなってきた。対外的には、同年末の江華島事件による李朝鮮との交渉に追われ、国内的には廢藩置県以降の士族の反乱に悩まされ(神風連の乱、秋月の乱、萩の乱)、翌年には西南戦争が起こった。対外的には、とりわけ清国の駐日公使になつた何如璋は朝貢冊封体制における宗主国・属国との関係に新しい議論を展開するようになってきた。これは後述することにして、まずは国内問題に目を移しておこう。

(D)琉球処分の実行

大久保暗殺の後、琉球Ⅱ沖繩問題を引き継いのが伊藤博文であった。一八七九年の琉球藩処分は、国際問題化しようとしてきた琉球問題を再び国内問題として一気に解決しようとしたものであり、引き続き松田道之を処分官として再び沖繩に派遣することになった。一八七五年末以降国内には琉球問題についての目立った動きがなかったなかで

琉球処分についての考察(二)―処分とその後―

派遣である。清国では「属国自主」の概念あるいは枠組みで大きく変化し、清国からの抗議が激しくなった中で琉球処分の実行であった松田道之が、一八七九年一月、処分の最後通告を行うために二度目の沖繩出張を命じられる。松田は、その前年十一月に「琉球藩処分案」を作成し、伊藤博文に提出する。この処分案は、これまでの大久保路線を踏襲したものであり、決して松田の独自の案であった訳ないことも断っておこう。

松田の「案」は、(1)「従来ノ状況ノ大略」(2)「処分ノ結果の大略」(3)「適當スヘキ処分ノ方略」に区分し、(1)では土人達は天皇を知らず藩王を尊敬していること・(2)土人達は文字を読めず野蛮の生活をしていること、もつとも困難なことは土人たちは文字を知る人が少ないため政令を布告しても士族以上の者を用いて媒介してもらわなければならないが、その士族が不平不満を言っていること」を述べている。

その上で、(3)において、琉球処分は「非常時ノ変革」であり、「該藩ハ万国公法ニ論スル所ノ隷属ノ国即チ半主国ヲ以テ論スヘキモノニアラスシテ、純然タル内国ノ一藩地ニシテ恰モ対馬ト同一一般ナレハ方今該藩ノ体制我カ国体ニ適セサルモノハ之ヲ改革スルニ憚ル所アラシヤ」と論じている。

その上で(1)日本政府は琉球藩を強制的に併合したものであったが、他の諸国Ⅱ大名と同様に、琉球藩を近代国家の一つの「県」と位置づけるものがあったし、(2)廢藩置県の後には兵を送るがそれは討伐のためでないこと、(3)土地の制や風俗や営業などの土地の旧来の慣習となるものは努めて破らざるを法とすること、(4)その他費用の支出についてまとめている。

琉球藩の抵抗のなかで廢藩置県そして特に藩王上京を命令するものである以上、琉球人の抵抗を踏まえ注意深く行う必要であること、ま

た県治を行うに当たつても土民達の旧来の慣習を努めて破らないようにするように配慮を求めている。そして、琉藩処分方法として次の十四箇条を列挙する。

(1) 藩地の分営に若干の兵員の増強、(2) 廃藩置県、県庁を首里城に置く布告、(3) 藩王に対して廃藩置県の布告、(4) 処分官吏派遣とその指揮に服すること、(5) 琉球藩の廃止と沖縄県設置の布告、(6) 藩吏東京在番の廃止、(7) 県令書記官警察吏属官を任命、(8) 処分官県官等入琉（処分官より首里城明け渡し、書類の引き渡し等）、(9) 郵便汽船の往復、(10) 藩王より県令に引き渡し、処分官は事務が終わったときに帰京、(11) 処分官帰郷の時内務省出張所を廃止、(12) 長崎より琉球まで海底電線を通すべし、(13) 裁判所を置くべし、(14) 「土地ノ制ヤ營業ヤ凡ソ該地土地土民旧来ノ慣習トナルモノハ勉メテ破ラサルヲ主ト」する等。

この(14)の問題が後の旧慣温存の問題と関わるが、従来の定説になつていような旧慣すなわち琉球国の法制という意味ではなく、「該地土地土民旧来ノ慣習トナルモノ」であり、民衆レベルでの慣習が含まれることに注目したい。この問題は後に触れることにしたい。

廃藩置県の実行はこの松田の琉球藩処分案に基づいて行われるが、琉球藩主の自発的な返上ではなかったために、政府側従つて松田が藩士及び地方役員への説得を行わなければならなかった。上級藩士（首里・泊・久米の士族）そして地方役員への説得を行うが、混乱は収まらなかつた。脱清行動の激化そして地方役員に至るまで血判誓約書を作成し、政府の新しい統治に反抗した。この具体的な内容を我部政男が詳細に報告をしている（我部、一九八四）。

五 琉球処分と国際関係

五―一 東アジアの華夷秩序の中の琉球

既に触れたように、清国と日本の間には日清修好条規第一条の解釈をめぐつての大きな対立があつた。清国は日清修好条規第一条にある「邦土」には属国の領地も含まれるとしたが、この対立が先鋭化するのには、琉球でなく朝鮮をめぐる問題である。

東アジアのなかで大きな環境の変化がおこる。明治初年の書契問題を通じて膠着状態にあつた日朝関係が、一八七五（明治八）年の江華島事件をきっかけに動きはじめた。日本の李朝鮮への要求は開国と条約の締結であり、一八七六年には江華条約¹⁶日朝修好条規を締結した。この日本の横暴に驚いたのは清国であつた。

日本の主張は、対朝鮮との条約の締結に向けて、清国に対して李氏朝鮮の独自性（自主の邦）、いわば独立国家としての李氏朝鮮を主張したのである。これに対して、清国は属国を主権をもつた独立国家であることは容認せず、宗主国は原則として内政には干渉してこなかつたとして「属国自主」を主張することになる。

この日本の対応に清国は危機感を抱いた。一八七五（明治八）年に日琉の交渉が展開し、琉球併合の姿勢が明確になり、今度は朝鮮半島にも触手を伸ばしてきたと清国には見えた。清国の危機感は、朝鮮への触手が中華秩序¹⁷朝貢体制の崩壊に対する危機として登場し、そのために中華秩序¹⁸宗主国―属国体制の再構築を必要とし、日本と西欧列強に向けられることになる。

清国は、琉球については小国琉球を保護しても大きな利益はないと判断していたが、隣国朝鮮国に対してはそうはいかなかつた。その意味では、軍事力を行使しても朝鮮国を「保護」する必要がある、朝鮮

保護のために出兵をした（壬午軍乱（一八八二））。ただ、琉球保護のために出兵することはなかったが、中華秩序を守るために、琉球処分に対しても厳しい抗議活動が始まることになる。

江華島事件をきっかけに、開国の要求に屈した李氏朝鮮は欧米諸国とも条約を締結し、壬午軍乱を引き起こす誘因にもなった。「属国保護」の名目で行った清による軍事介入は結果として逆に朝鮮における「独立」へと展開させていった。琉球処分の実行は、この江華島事件と壬申の軍乱の狭間で起った事件であり、清国の一八八〇年代になって「属国保護」の枠組みが明確化するようなる。^{*17}

一八七七（明治一〇）年に赴任した清国公使何如璋は琉球処分の前から対日強硬策を主張した。その理由は、日本による琉球の朝貢阻止が重大な結果をもたらし、琉球国の滅亡だけではなく、それが朝鮮に及ぶとした。これに対して、清国の外交部門総理衙門の李鴻章は、戦争ではなく外交交渉によって問題解決を図るべきだとした、彼は、中華秩序の維持を基礎として、日清通商条規第一条の解釈に邦土には属国の領土が含まれるとする解釈^{*18}を通じて条約を重視する西欧諸国に対して外交交渉の展開する交渉がベストと考えたのである。

また、何如璋は、琉球国三司官に「彼（＝欧米文明国）の力を借りて日本政府と談判せしめよ」（前述）とアドバイスしたのもこのような清国の意向を反映したものであろう。この欧米に対するこのような折衝がグラントアメリカ元大統領による和平交渉の仲介努力に結びつくのであろう。

もう一つはリゼンドルの存在である。台湾交渉では台湾無主論を展開したが、今度は中国寄りの立場に立った。彼はその意見を大隈重信宛の手紙において一八七八（明治一二）年の琉球処分実行の直前に具申したのである。その日本批判は次のようなものであった。^{*19}

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

一千六百十三年ニ於テ、琉球王ノ因ヲ免シテ其国ニ帰セシ後ト雖トモ、猶琉球王ガ支那政府ヨリ叙位ノ令ヲ受ケル罪ヲ日本政府ニ問ハザリシナリ。此事実ニ付テ、余ハ慣習ノ久シキヲ経ルモノハ必ラズ権理トナルベキモノナリト云ハザラ得ス。論者ニシテ、権理ノアル所ヲ知りナガラ、之ヲ拳示セザルトキハ、必ラズ一方ニ偏倚スルノ誹謗ヲ免レザルニミナラズ、其全論ノ確実ナル部分ヲ併セテ以テ柔弱ニスルニ至ルベシ。…既ニ然ルベキハ即チ曩^{まご}ニ日本政府ガ琉球処分ニ付キテ支那ニ少シモ諮詢スル所ナク決然非常ノ改革ヲ実行シカルハ何レノ権理ニ依リシヤト支那政府ハ咎ムゼシ。而シテ曩ニ「ピットマン」氏ガ余ニ開示セラレタル書ニ依ルモ又一千八百七十四年ノ大久保氏ノ支那条約ニ徴スルヲ日本政府ガ其断行スル権理ヲ有スルアルヲ見ザルナリ

リゼンドルは、日本の琉球支配を認めながらもその権利を行使せず、琉球国に朝貢を容認してきたことについて、「権利の上に眠るものは保護に値せず」とする法原則の下では琉球国の朝貢を事実上容認していた日本に責任があるのであり、支那に清国の琉球国への権利は消えていないというものである。

この手紙にあるピットマンはグラントの随員と推測できる。リゼンドルの意見はこのピットマンあるいは駐日アメリカ公使ジョン・A・ビンハムを通じてグラントの耳に入っていたと思われる。リゼンドルの指摘は、その意図がどこにあるにせよ、近代法の原則としては当然のことであり、グラントの琉球認識に大きな影響を与えたものと思われる。

他方では、リゼンドルの手紙が大隈重信宛に出されたものであり、大隈は日本の沖縄支配の合法性の瑕疵があることを指摘されたことは

驚きであったと思われる。もつとも、もともと琉球処分をめぐって日本政府内部で一枚板ではなかった。

もともと一八七二年の琉球藩の設置の段階で、太政官左院と外務卿副島種臣との間で齟齬があったし、副島が琉球藩に一八七三年(明治六)に政体不変を約束しそれが内務省(大久保利通)の琉球処分交渉の足枷となった。副島は一八七三年の政変で政府から去り、内務卿になった大久保利通の手によって琉球処分が実施されることになる。ただ、外務小丞の森山茂が提出した琉球藩の改革では、太政官左院と同様に琉球藩を属国として位置づけるものであったが、大久保の意見は琉球藩を、日本の他の諸藩と同様に、「府県一致の原則」に従って併合しようとした。

文明開化Ⅱ西洋化を国是とした日本においても、万国公法主義の理念を現実には当てはめようとする理念先行型の内務省Ⅱ大久保利通と、万国公法主義を前提としながらも中華思想Ⅱ華夷秩序が蔓延する東アジアにおいて外務省等の現実路線との間に一定の距離があったと認められる。清国は中華思想Ⅱシステムの維持のために万国公法主義との整合性に苦慮しながら新しい「属国自主」の枠組みを再構築しようとしていた。^{*20}この変貌する東アジアの中で、琉球だけが旧態依然たる中華体制に止まることを望んでいた。

一八七五年、松田道之が説得に失敗をして沖縄から帰ってきた後、琉球問題は一時的に動きを止める。^{*21}

日本政府が拙速に琉球処分を実行しなかった要因は、東アジアの状況の緊迫状況を認識した上で、日清の戦争を回避すべきという判断があったものと思われる。しかし、大久保利通の暗殺や清国の厳しい批判にさらされ、逆に内務省その意味では松田道之が危機感を覚え琉球処分の実行を急がせたものかも知れない。既に述べたように、日本政

府内も一枚板ではなかった。琉球処分を実行したその直前、アメリカ前大統領グラントが日清両国に対して和平案を提出する。それが沖縄分島計画案である。

五―二 分島計画

グラント元大統領が中国を経て日本に立ち寄る時、琉球に対して多くの情報を得ていたに違いない。一つは李鴻章から情報である。李鴻章は、日本による琉球の内国化が日清通商条規第一条に違反するものであること、第二は中国と琉球の交流は五百年以上の続いているものであり、何の通告もなく日本政府はその廃棄をしたことである。さらに、リゼンドルは、日本が琉球に対する権利があることを知りながら長い期間それを行ってしなかったのであるから、日本にも瑕疵があると主張したのであろう。

グラントが琉球問題にどのような認識を持っていたかは明らかではないが、一八七九年八月十日にグラントは天皇への謁見のなかで分島計画を示唆することになる。川畑恵によると、清国では、何如障から李鴻章への書簡の中で琉球の三分割案(中部は琉球国に返却し、南部は清国に属し、北部は日本に帰するとする案)を提示して、これがグラントと熟議した案であった(川畑、二〇一九、五五―五六)が、日本からの問い合わせに米国側はこれを否定した。今度は日本側が宮古・八重山を清国に割譲し、その見返りに清国に対して西洋列強と同様な通商権の獲得を要求する提案を提示した。

この経緯については山下重一(山下(二)、一九九九)が詳細に論じているが、この日本の分島案についてはこれまでの沖縄だけではなく本土の研究者にも評判は良くなかった。それは、沖縄諸島の分割は沖縄民族のみならず日本民族の分断につながると見なされたからであ

る。しかし、琉球処分を民族の統合とする見方やこの時期の分島案を民族の統合と関連づけることには私は賛成できない。なぜならば、一八七九年という時期は、本土でも不平士族の不満を鎮圧したばかりの時期であり、「日本民族」という観念が成熟していたとは到底考えられないし、「沖縄民族」の観念についてもまた然りといわなければならぬ。

この日本政府の分島案は清国によって一度は同意されたものの、批准されることはなかった。清国から見れば、宮古・八重山の割譲を受けたにしてもメリットはないと考えたと思われる。また、宮古・八重山に新しい琉球王朝を再建しようとしてもそれは困難きわまりないことである、なぜならば、宮古・八重山は琉球王朝の中では琉球王府の流刑の地であり、かつて王府が差別化を図って来た地域である。多くの研究者が脱清人達の反対によって分割案について「琉球の分割」として反対したとされるが、それは脱清人自身がこの地に琉球王朝の再建を現実として夢見ることができなかったからである。この「現実」は次章の「旧慣温存と改革」の中でも明らかにする。

六 旧慣温存と改革

六―一 旧慣温存

旧慣温存は、松田道之の「処分」案の継続と考えられていることが多いが、もともとはポアソナードによって提案されたものと思われる（四―一を参照）。一八七九（明治十二）年六月には鍋島景政下において「諸法度之義更ニ改正ニ及ハサル分ハ総テ従前ノ通り相心得可申此旨布達候事」（沖縄県布達甲第二号）」との布達を出している。ここで「旧慣」とは一般的には王府時代の政体を支えた法制度Ⅱ政体であり、実質的には土地制度・税制・地方制度を意味している。

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

しかし、琉球藩の政体の変化は、明治政府による新しい国家法に基づいて、旧来の法制度だけではなく、それらを直接・間接に支えてきた慣習や習俗さえも変化することになる。また、一八八〇年代の段階で、日本本土においてさえ法体制が確立していた訳ではなかった。日本の明治維新の改革も「上からの改革」であり、維新以降の文明開化の中でヨーロッパ法の継受も順調に進んでいた訳でもないし、日本の政体の確立もその途上にあつたのである。つまり、一八七二年の段階では沖縄は日本の版図に組み込む（国境の劃定）という意図はあつたにせよ、どのように内国化を進める方法には政府内で明確な同意がなく、大久保がようやく属国としてではなく、府県一致の原則により内国化を進めることを決断した。

言い換えれば、琉球処分も明治維新と同様に、「上からの改革」であり、琉球国の崩壊という政体の変化（沖縄人のいう「世替わり」）を伴つたものであつた。また、琉球に本土と同様の維新の変化をもたらすものであつた。ただ、本土との大きな違いは、本土では領主と本百姓という重層的な所有体系（ゲヴェール）と、生産単位としての〈家〉、つまり、本百姓体制が確立していたが、沖縄では地割制度の下で家族（家）ではなく個人が直接に共同体（シマ）に依存し、生産単位としての〈家〉も未成熟という段階にあつた。

本土では、一八七三（明治六年）から一八七九（明治十二）年までの間に地租改正が行われ、この過程で土地の私的所有Ⅱ所有権制度が整い、税制も確立することになる。ただ、地方制度について試行錯誤が続く、三新法体制から戸長役場制が展開する時期でもあつた。^{*24}沖縄では、この制度改革のための準備が必要であり、一八八一年にいわゆる旧慣調査がおこなわれることになる。

沖縄で土地の私的所有が始まるとそれに付随して多くの慣習・習俗

が変化した。王府時代において農民層においては広範に維持されてきた地割制度がある。この制度は土地の私有所有の觀念の発達を遅らせ、本土において展開した小農の自立Ⅱ家の形成も阻害してきた。琉球でも王朝末期にはある種の土地の私有化は進んでいたにしても、土地の私有制度が確立するのはやはり明治期の土地整理事業を待たなければならぬ。土地の私的所有は家族財産・家族経営を作り出し、それを承継するための〈家〉を構築するようになる。

それだけではない。この時代に女性の地位を変化させたと考えられる。個々人が所属する共同体に依存して生活しているとすれば、家族財産には依存せず、家族労働の必要もなければ、「妻」が嫁入りⅡ夫方居住の必要もなかった。かつての沖繩では妻問婚が一般的であった。妻問婚の崩壊はその妻問婚が崩壊する少なくとも十八世紀のはじめから、沖繩では「馬手問」「身上錢」と呼ばれる慣習が生まれており、沖繩独自の民俗文化が展開していた²⁶。

土地の私的所有Ⅱ土地所有権の確立が家族財産を作り出し、個々人が共同体(シマ)への依存度が低くなり、新しい生産組織としての〈家〉を創出した。そして、婚姻も妻問いから嫁入婚へと変化していく。制度の変化が、多くの社会規範(慣習や習俗)を新たに創造し・変革することになった。

この旧慣温存政策はしばしば沖繩の近代化を阻害したと否定的に評価されることがある。この意見にも私は同意しない。なぜならば、日本法と沖繩の大きな乖離を埋めるためにはしばらく時間が必要であったからである。新しい制度の構築の準備は琉球処分²⁷の終期、清国が分島案を拒絶したすぐの段階、そして一八八四(明治一七)年頃から始まっていった。これまで、新しい制度構築のまでの期間を旧慣温存として位置づけてきたが、制度構築が簡単にできたわけではない。旧慣温

存記の性格をめぐって「安良城―西里論争」で激しい論争が行われているが、この整理については大里知子の整理に委ねることにしたい(大里、二〇〇七)。私は琉球処分に伴う変革の準備期間と位置づけておこう。ただ、西里喜行の議論は、琉球処分を日本による沖繩の植民地化プロセスと位置づけ、旧慣温存政策を日本による植民地支配の一形態として位置づけたのであり、そこには実証的というよりもイデオロギー先行型の理解があると考えている。

この旧慣温存と国家法の関係を考える時、県令鍋島直彬の「伺い」から「従来之慣例存置置き」(沖庶第二〇六号・一八八一(明治一四)年六月二八日)、県令上杉茂憲の「伺い」から「法律規則施行之件」(沖庶甲四七号・一八八二(明治一五)年五月一五日)、沖繩県令岩村通俊代理の大書記官森張義の届出による「沖繩県ニ於テ布告等不実施の件」(沖乙三七号・一八八五(明治一八)年一月一四日)にあるように、旧慣の温存であれ改革であり、政府の管理下で行われているのであり、この点についてすでに安良城盛昭が『清・沖繩史論』(一九八四・二四〇以下)で詳細に議論をしている。この通達を無視して旧慣温存は語れない。

私達は、前述の沖繩県の布告の後、いわゆる旧慣温存が継続する期間に展開する法整備を「沖繩近代法」と名付けたきた²⁶。この期間は一一般には旧慣温存期間ではあるが、公序良俗に反したり、人身売買のように著しく近代法の理念から乖離した慣行・習俗について禁止の指令を出してきた。もちろん、沖繩固有の習俗について日本法の適用を制限したこともあるが、その場合政府による法的な根拠が与えられた。たとえば、これまでの沖繩研究では指摘されてこなかった身分制の問題である。これは、沖繩固有の旧慣の存続であると同時に旧慣の改革でもあった。

六二 沖繩の身分制と旧慣改革

王府時代の琉球が格差社会であったことが知られたことである、それは、「系持ち」（士族）と無系の区別である。この区別がいわば士族か農民かという区別に止まらず、琉球王国では本島と離島の格差も大きなものがあつた。このことは本稿「一 序文」の「筆者の沖繩・琉球のイメージ」で触れたように、沖繩といえども単一の社会ではなく、多様な人々によって構成されている。ここでは、身分をめぐる系持ちと無系の問題、そして本島と離島という地域格差の問題である。

明治維新以降、日本本土では士族階層出身であっても分家をするとその家は平民となることが定められていた一八七四（明治七）年太政官第七十三号布告）。これに伴い、沖繩でも「本縣華士族分家者平民籍ニ編入」（沖繩縣達内第十六号・一八七九（明治一二）年十二月二十日）との通達が出される。しかし、沖繩県知事西村捨三は、沖繩では「士族ノ分籍スルモノハ則士籍編入セル旧慣」があると説明し、一八七九年の布達によって取り消し、「本縣華士族分家ノ者ハ当分士籍へ編入ス右布達候事」沖繩縣布達第二十七号・一八八四年五月二六日）と士族の分家をそのまま士族とすることにすなわち、内地とは異なる沖繩の旧慣を維持する一方で、琉球藩のもとでは正式の士族として数えられなかつた離島（宮古・八重山）の士族を公式な士族として戸籍に掲載することになった（森一、二〇一三、二八九以下）。

この旧慣温存あるいは維持の理由は抵抗を続ける士族階層に対する緩和策であると同時に、士族間の格差つまり首里・那覇・久米士族と宮古・八重山士族の格差の平準化に役立ったと思われる。序文で述べたように首里王府の下では公式に士族として容認されなかつたが、この布告を通じて両者の平準化が進み、首里の宮古・八重山に対する格差あるいは同化政策（差別の制度化）が目立たなくなつた。

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

この問題に最初に気づいたのは、首里王府の八重山を中心とした「赤また・黒また」祭祀への弾圧であつた（森一）²⁷。著者の沖繩・琉球のイメージ（を参照）。琉球王府は、一六世紀に本島と宮古・八重山を征服し内国化したのが、その後両者の差別は残り、琉球国時代には公式に認められなかつた（差別を制度化された）宮古・八重山の士族が、一八八四（明治十七）年以降は石垣四村では実に八割の人々が公式に「士族」身分を取得した（森一、二〇一三、三〇五以下）²⁷。

沖繩が離島を差別し、明治維新以降日本が沖繩を差別するような構造を私は「差別の入れ子構造」と呼んでいる。だが、このような構造に沖繩の研究者は気づかないのだろうかと思ひながら、改めて伊波普猷を読み直した。伊波の『古琉球』の「琉球人の祖先に就いて」の中で、「先是沖繩島の周囲に散布せる島々及び奄美大島は漸く琉球王国に附属するやうになり、中山王方支那との交通を開始した時は、その往來の途中に散布せる宮古・八重山の住民は、自分等以外に自分等に似た人間がいるというを知つて、始めて一人開花せる北方の同胞に身を託するに至つた。かくの如くにして琉球民族の統一は出来たのである」（伊波普猷全集第一卷、一九七四、四六）と述べている。

伊波は別の箇所でも北方の同胞に「身を託す」ことを「宮古・八重山を同化した時」（同、四三）とも書いている。そして、伊波は『歴史物語』では琉球民族という概念さえも使っていない。この伊波の議論を紹介しているのが小宮英二の『日本人の境界―沖繩・アイヌ・台湾 植民地支配から復帰運動まで』の第一七章「沖繩ナショナルリズム」で論じている。小熊の議論に全て同意するわけではないが、まずは小熊の議論に委ねたい。

七 まとめにかえて

この小論を執筆しようとした動機は二つある。一つは、琉球処分を沖繩からではなく日本の視点で見直そうと思ったからである。これまでの沖繩研究の多くが、沖繩のかかえる内的矛盾に目を瞑って、力に頼った日本の琉球併合の在り方を一方的に批判する研究が多く、それだけでは琉球処分の全体を見ることができないと思ったからである。

また、私達が共同研究の成果を『沖繩近代法の形成と展開』として刊行した時、琉球処分を波平恒男氏にご執筆をいただいた。高度な学術論文の価値を有するにもかかわらず、その時に私が感じたことは、このような見方では沖繩近代法の課題は見えてこないと思ったからである。^{*28}

もう一つは、これまで十数年に及ぶ沖繩調査を通じて、私は沖繩に内包する矛盾も見てきた。これまでの琉球処分についての多くの研究がその矛盾に目を覆っているように思えた。その矛盾とは、一つは六一二で指摘した「差別の入れ子構造」の問題である。^{*29}琉球の歴史の中で成り立ちからの内在する問題である。

さらに、明治初年に至るまで琉球国は中華体制に組み込まれていながら、それをどう捉えるかという視点である。それは当時の琉球国の士族（特に首里士族）の意識だけではなく、戦後の沖繩研究の研究者が主体的にこれをどう捉えるか、端的に言えばこの問題に日本批判を行う研究者が触れていないことである。

さて、本稿で要旨は、①一八七二(明治五年)琉球藩の設置)の段階では琉球を属国として併合することも視野に入れていたが、②一八七五(明治八年)年になって大久保利通によって「府県一致の制」による併合することになり、^{*30}また③一八七九(明治十二年)の処分後に展

開するの旧慣温存もこの延長戦上の政策であった、ということである。もちろん、琉球は当時においては藩王の同意なき併合であり、強制併合であったことには否定できないが、大久保が沖繩を属国と位置づけるのではなく、府県一致の制度のもとで内国化しようとしたことの評價の問題である。

また、華夷秩序の下に位置づけられた当時の琉球藩の自己認識であるの在り方である。琉球藩は清国との関係を日本政府より一方的にここで義絶することを求められ、その不当性を主張したが、琉球藩が「府県一致の制」をどう捉えるか言及していない、また、琉球王国を守るために抵抗したことは理解できるようにしても、琉球藩の首里(上級)士族が日本支配の不当性を主張するのは琉球の将来を考えてのことだったのだろうか。^{*31}

この問題を突き詰めていくと、中華体制⇨冊封・朝貢体制をどのように考えていたかという問題にもつながる。私は、近代の中華体制を東アジアの植民地主義と位置づけた。その理由は、徳による支配という道徳的問題を含むにせよ、中国は周辺地域の国々を属国として位置づけており、そこに領土的な野心がなかったとは言えないからである。

なるほど、一九世紀の中国はアヘン戦争以来欧米の侵略の対象になり、日清戦争の敗北により伝来の中華体制⇨華夷秩序が崩壊し、日本も中国に食指を伸ばすようになった。しかし、二〇世紀末になり国力が回復すると、再び新中華体制の再構築をはかっているように思える。

伊波普猷は、琉球処分を「奴隷解放である」とした。私はこれを薩摩の支配から逃れ、日本直接の支配に組み込まれたことと単純に理解していたが、それだけでは理解できないことをこの執筆を通じてわかった。彼の晩年の著作である『沖繩歴史物語』を読んだ時、彼こそが「府県一致の制」の意味を理解していたのではないかと思った。彼

の生きた時代において、すでに中国への過度の期待を持たなかったが、他方では「沖縄民族」を位置づけ、日本ナショナリズムに対抗する沖縄ナショナリズムを位置づけた。それは、現実には「府県一致の制」が容易に実現しなかったことであり、そこに伊波の苦悩があった。

この著作の最後に「…地球上の帝国主義が終わりを告げる時、沖縄人は「にが世」から解放されて、「あま世」を楽しみ充分にその個性を生かして、世界の文化に貢献することが出来る…」(著作集第二巻所収)と。この一節は住谷一彦が『日本の意識』のなかで何度も「謎めいた一文」として引用したものである(住谷一、一九八二、一〇・一五)。

伊波普猷の「帝国主義」とは中国・日本・欧米諸国の「外国の力」と読み替えても良いかも知れないし、「個性」ということばも明治末期から昭和初期の伊波であるならば「沖縄民族」と表現したかも知れない。彼は一方的に沖縄ナショナリズムを強調することもしなくなった。

伊波は異なった個性を持つ人々による「大国民」という概念を提唱している(伊波著作集七巻、十以下)。琉球王朝が宮古・八重山を征服して同化政策を展開してきたことを伊波が認識をしながら、日本の府県一致の制度の名のもとで展開する沖縄に対する同化政策とも戦う必要があった。このような伊波の指摘は、日本人も「大国民」として成長することなく、近代化Ⅱ文明化のなかで他者に同化政策を強要してきたことへの痛烈な批判でもあった。ここに単なる沖縄学の先駆者ではなく、思想家・伊波普猷を見たように思う。

【註】

*1 ボアソナード (Boissonade de Fontarabie, Gustave Emile

琉球処分についての考察(二) — 処分とその後 —

1825-1910) フランスの法学者・御雇外国人一八七三年日本政府に招聘されて来日。司法省顧問として、刑法(旧刑法)、治罪法、民法(旧民法)を起草。フランスの法律学および自然法思想を講じ、日本の立法事業ならびに法学教育に大きな足跡を残した。一八九五年帰国。

*2 日本は、一八七四(明治七年)の日清交渉において清国が琉球の所屬が日本にあることを容認したことを強調しているが、もう一つの会談で明確になったことは台湾の所屬である。「化外の地」であった台湾が中国Ⅱ清国の領土であることを日本政府が容認したことになる。残されたのは朝鮮国である。もつとも、中国は朝鮮国を自らの属国であると主張し、日本は独立国であると主張した。このような琉球・台湾・朝鮮国をめぐる日清の対立関係がこの段階で解決済みとは言えないし、実際には一八七七(明治十)年以降より先鋭化することになる。

*3 金城正篤は、琉球に一定の自治権を容認するボアソナードの見込案に高い評価を与え、「当時、日本政府のもとで可能な、そして妥当な一つの方向を示している」とまで言っている(金城(一)、一九七八、一〇二)。琉球がかつての幕藩体制の藩と同様に封建的分権としての自治を望んでいたのか、それとも近代国家のもとでの地方自治を想定しているのだろうか。明治初年のこの時代には、近代的な地方自治の体制は日本のどこにも存在していない。

*4 「府県一致の制」は廢藩置県として実行されたものであり、廢藩置県における大隈重信の全国一致之政体」の枠組みを前提にしたものであろう。

*5 一八七五(明治八年)三月十日の内務省の上申は、府県一致の制についてを前提として①藩王の上京、②明治年号と年中行事の遵

奉、③刑法施行とその取り調べのために内地官員の赴任、④藩職制の改正のため内地官員の赴任、⑤学事修行のため少壮の輩の内地派遣、を求めることになった。内務省の上申は、内政問題を中心に、内地と同じような諸制度の導入を求めたものである。これ以前の外務省の政策が、琉球藩をいわば「属藩」と見なして、中華体制の「属国」の扱いであったものを、内務省はこの段階で琉球藩を内地並の一藩と見なして内国化をはかろうとする姿勢を読み取ることができる。

*6 原口邦紘は、この時期の琉球藩について「琉清関係廃止の方策は、琉球藩をして自主的に日本の「藩属」になるように善導することが基本方針とされており、それまでの間、琉球藩士民の福州との往来は「旧来」通りとして黙認する判断が示されている」として、現状維持が黙認されていた、とする（原口、一九九二、四九〇）。

*7 伊地知貞馨（一八二六—一八七）、廃藩置県により琉球は鹿児島県の管轄となり、一八七二年鹿児島から奈良原幸五郎（奈良原繁）と伊地知壮之丞（伊地知貞馨）が琉球入りした。十月には太政官により琉球藩の外交権が接収され、琉球王国と西洋各国が締結した条約と交際事務が外務省により管轄されることとなり、那覇に外務省の出張所が開設され、外務省六等出仕の伊地知が琉球藩在勤を任じられた。外務省は琉球藩に対し条約正本の提出を命じ、それらは外務省に接収された。一八七四年七月十二日に琉球藩に関わる事務は内務省へ移管され、外務省の出張所および同職員は琉球藩在勤は廃止された。伊地知貞馨は、一八八二年に外務省六等官として那覇の外務省出張所で琉球藩との折衝にあたった。その後内務省の交渉にも参加するが、大久保利通によって琉

球から賄賂を受取った事を咎められ免職となる。この間の伊地知の活動については原口邦紘（一九九二、一九九三）に詳しい。

*8 明治政府全体が琉球政策の大転換を理解していた訳ではない。松田が一八七五年末に琉球藩出張から帰京し、一八七九の処分実行まで三年の時間を要している。この間に中華体制が大きく動揺し朝鮮問題も深刻化する。また、大久保による「府県一致の制」にも基づく琉球併合は琉球藩の抵抗や清国の中華体制への対応の変化もあつて、政府内での対応が動揺するようにも思える。ただ、これまでの沖縄研究でもこの大転換に注目した研究が私の知る限り存在しない。私のような見方をすれば、一八七二年の琉球藩設置と一八七五年以降の処分実行の過程を一つに流れとしてみることはできない。

*9 一八七五年三月清国駐劄臨時代理公使鄭との談判において、琉球島は貴国の州郡に隷属するか属藩の諸侯の名義なるかと問われ、琉球の国俗今なお自らを力むるに疎きとしながらも琉球を早く郡県となすべき（大外交文書・第八卷、三〇〇）と回答している。この段階で「府県一致の制度」についてとりあえず外務省も認識していたことになる。

*10 東恩納寛惇が編集した『尚泰公実録』（一九七一（一九二四）の明治八年九月二七日（二九九頁以下）において、琉球藩が明治政府の要求に対する驚きが書かれている。

*11 属国自主については、岡本隆司（二〇〇四、三三・二〇八）（二〇〇七、七六）（二〇一七、九二）から多くのことを学んだ。（清朝の宗属関係に）「一大転換が訪れたのは一八八〇年代に入れたからのことである。日本の琉球処分は切迫した脅威を感じた清朝は、朝鮮に西洋諸国と条約を結ばせて、日本の朝鮮併合を

未然に防ぎ、併せて清朝に属国たることを承認させようとした」(二〇〇四、三六八)と述べている。

*12 『高泰侯実録』ではこの時の様子を「頗る喧囂けんぎょうを極めたり」(東恩納、一九七二・二九二)としている。

*13 尚球著『廢藩当時の人物』には、池城親方が上京の途中、鹿児島に立ち寄り、西郷隆盛と面会した、とある。池城親方は松田の帰る艦に同船して随従と共に上京する。途中、下関、鹿児島に寄っている、その時に西郷に会ったのであろう。その後、池城は大久保に会い、大久保に清国と交渉もせず貴国のみに従うとなれば(清国は)武力をもってこれを取り返すだろうと言い、「琉球処分を日支間の両者に解決せんは事を進轉せしめん唯一の方策にあらずや」(尚球、一九一五、五八―九)と説いたとしている。

*14 伊藤博文は、一八七九年一月六日の松田宛の書簡の中で、「大隈重信と意見の違いがあることを指摘した上で、「雖小邦廢王變政ハ実ニ臣子ノ情不忍アル者タルヲ推察シ万不得止ニ至テ廢藩ヲ被行度ト存付候故初年度之使節ニテモ再度ニテモ彼奉命スレバ依旧我藩属ト成置可然心得ニ御座候」(一九八〇第二卷、一三二)と述べている。伊藤も急進的な変政にためらいを感じているが、政府内での意見も統一されていなかったように思う。

*15 琉球処分等琉球所屬に関する全ての資料は『宝玲草書 琉球所屬問題關係資料 全八巻』(大宝書籍株式会社・一九八〇)を用いている。煩雑になるので頁数等引用しないが、この松田の案は第二集に掲載されている。

*16 日清修好条規第一条についての中国側の解釈について李鴻章は一八七六年に森金之丞(有礼)に説明している。この詳細について紹介しているのは岡本隆司(二〇一七、八四以下)である。『日

本外交文書』第九集でもその記録がある。

*17 私はこの時期の清国の中華体制の性格を「東アジアの植民地主義」と呼んだ。もちろん、中華体制Ⅱ朝貢・冊封体制を植民地主義と見なすことに多くの人々が同意しないことは知っている。ただ、私の乏しい知見から見ても、十九世紀末の新疆区の創設(一八八四)そして福建台湾省(一八八五)の創設を見ても、清国の「領土」観念に大きな変化が生まれてくる。欧米の「主権」の影響を受けたものであったにせよ、領土の対する野心が中国Ⅱ清国になかったわけではない。日本と欧米の植民地の違いは、欧米の植民地が海を越えた海外の遠い地方で展開したのに対し、日本の植民地は隣接した近隣の地域で展開をしていることである(三谷太一郎、二〇一七、一五二)。三谷は中華体制を植民地主義と見なしている訳ではないが、中華体制もそのような視点で見ることが出来る。ただ、中国は一民族から構成される国家ではなく、多民族国家であり、中華思想のもとで近隣の地域と異民族を支配する枠組みを持っていたのではないだろうか。

*18 注11及びそこにあげた文献を参照。

*19 リゼンドルは本稿の(一)・五四号の注13を参照。この書簡は嶺源次郎訳として早稲田大学図書館に所蔵されている。

*20 日清戦争が終わるまで、「属国自主」の枠組みを清国は諦めようとはしなかった。中華Ⅱ華夷秩序体制の維持は清国の存亡に関わる問題であり、琉球や朝鮮だけではなく、ベトナムを抱えていた。日清戦争はこの「属国自主」をかけての戦争であり、この戦争は日本が勝利することによって琉球の所屬が事実上決定し、「属国自主」を基礎にした中華体制の崩壊でもあった。

*21 一八七五年末から処分実行の一八七八年まで足かけ三年間の時

間がある。江華島事件と李朝鮮との交渉、大久保利通の暗殺事件、そして琉球藩の清国への働きかけが活発化、清国の中華体制の見直し等多くの出来事が起こっているが、なぜ政府が処分を開始するまでに時間を必要としたのか。日本政府に清国との戦争を決断できる軍事力を備えていなかったというのが、一つの理由であろうが、それだけでは説明できない。

*22 琉球処分を民族統合と関連付けて議論するものは、古くは伊波普猷、そして井上清や金城正篤、最近でも波平恒男等が、日本政府が民族統合の意図をもったものとして位置づけている。しかし、私はこの考え方に同意しない。日本の中で全国統一的な「民族」観念が定着するようになるのは、早くても大日本帝国憲法が制定され、教育勅語が定着する、日清戦争が終わる一八八〇年代末期以降の頃であろう。つまり、琉球処分を民族の統合と位置づけるのは「後づけ」であり、後になって琉球処分を正当性を根拠づける理論であった。繰り返しになるが、重要なことは一八七二年の段階では、琉球の内国化の方法として、属国と位置づけるのか決まっていなかったことであり、このことについて多くの人々が言及していない。つまり、一八七五年に大久保利通によって他の諸藩と同様に「府県一致の原則」に従って内国化をすることが明確になった。ただ、この方針は琉球国の崩壊を前提とする清国や琉球藩では受け入れられることはなく、一八七九年に政府がこの方針を強制・実行した。そして、グラントの和平仲裁案によって分島条約案が提出され、この批准を清国が拒絶したことにより、結果的には大久保の「府県一致の原則」が確定され、実行に移された。その意味では、琉球問題の始期を一八七二年に求めるならば、とりあえず終期として一八八〇年の清国の分島案の拒絶と考えるべ

きであろう。

*23 茂木敏夫は、李鴻章の認識として朝貢の大利がない以上、区々たる小国（琉球）のために軍事的手段に訴えることは認められない（茂木、一九八七、九五）とし、さらに琉球の向徳宏（幸地親方）の申し出を踏まえ（宮古・八重山）二島は不毛の地でたとえ国を建てても自立できない（同、九七）と述べている。

*24 矢野達雄は沖繩地方制度の展開を四期に区分し、Ⅰ「旧慣」存続期、Ⅱ三新法モデル期、Ⅲ町村制への接近期、Ⅳ一般制度期に区分し、Ⅱを一八八八（明治二二）からと規定している（矢野、二〇一三、二四六以下）。私は、三新法モデル期を設定することに反対はしないが、その始期は、一八九八四（明治一七）年であると考えている。その根拠は、「那覇以下各役所へ事務委任ノ件」（一八八四一七年一月三二日）の文書である。従って、私の理解では、Ⅰの旧慣存続期の区分は必要でない。

*25 「馬手間」「身上銭」については（森、二〇一三、二八四）を参照。これまであまり採り上げられなかった問題であるが、個人として女性もまた共同体に依存していたので妻問いが崩れて嫁入りが行われるようになると女性の労働力の対価として、ムラシマには「馬手間」が、家族Ⅱ世帯には「身上銭」が支払われるようになった。妻問い婚が広範に行われていたことは、瀬川清子の研究に詳しいし、私は小浜島の調査でも聞いている。

*26 沖繩近代法は実態概念ではなく、一つの分析概念である。「沖繩の近代法」という概念は、沖繩固有の近代国家法が存在しないという意味で成立せず、正確には「沖繩における近代法形成期の特殊な法の在り方」といった方が良いかも知れない。その意味では、矢野達雄の言うように私の「沖繩近代法」は誤解を招いた概

念であつたかもしれない。ただ、矢野のいう「内法の（県法）化」という概念もありえない（矢野、二〇一七、三九以下）。「県」は法形成の担い手ではないし、内法一般をこの時期に国家法として承認したこともないからである。彼はエールリッヒの「生ける法」を引用しているが、沖縄における生ける法研究は難しい。つまり、「制度としての旧慣」（琉球王府の法制度）とそれに対応する行為規範Ⅱ慣習（慣行・習俗）があり、他方では日本法（国家法）とそれを梃子として変化・流動化する行為規範Ⅱ旧慣（生ける法）がある、この時代の動的な変化を記述することが法社会学的研究の課題となる。ただ、私個人としては「旧慣温存期」の大転換（変化）を無視した民俗学研究やそれに鈍感な沖縄の近代歴史学研究に批判的であるし、またこの領域で法社会学あるいは法社会史の果たす役割が重要であると思つてゐる。

*27 私、一八八四（明治一七）年という時期は沖縄にとつて重要な年だと考えてゐる。

*28 このような表現が波平先生には失礼であることを充分承知してゐる。ただ、ここで言いたいことは反省も含めて二つある。一つは、私達が琉球処分・沖縄近代法」の位置づけを明確にしなかつたことへの反省である。もう一つは琉球Ⅱ沖縄がかかえてきた内の矛盾を度外視した地方学（地域に密着した研究）としての沖縄研究に疑問を感じたからである。

*29 このような「差別の入れ子構造」はこの社会でもあるが、沖縄では自らが差別されていると主張する中で他者を差別していた歴史もあり、しかも近代以前の段階で本島と離島においては差別が制度化されていた。

*30 「府県一致の制」として、他の諸藩と同様であつたと位置づけ

琉球処分についての考察（二）―処分とその後―

たとしても、琉球処分・旧慣温存政策は日本政府による琉球の日本化の強制あるいは同化政策として性格づけられるだろう。しかし、それが日本民族と沖縄民族という枠組みを前提に議論する限り、両者の対立は出口のないスパイラルに陥るだろう。

*31 植民地ということばが近年特に流動的で多義的に用いられる。このことは小熊英治（小熊一、一九九八、六以下）が詳しい。資本主義の発展段階に応じて重商主義的な植民地主義と帝国主義的な植民地主義に区別できると私は考えてゐるが、それもヨーロッパの概念かも知れない。

【参考文献】

- 伊波普猷全集
 沖縄県史（沖縄県教育員委員会編）
 沖縄県史（新版）（財団法人沖縄文化振興会資料編集室編）
 那覇市史（那覇市役所）
 宝玲草書 琉球所屬問題関係資料 全八巻（大宝書籍株式会社）
 伊藤博文（平塚篤校訂）一九三六 『秘書類纂・外交篇・下巻』 秘書類纂刊行会
 大里知子、二〇〇七、沖縄近代史―「旧慣温存」『初期県政』研究に
 ついての一考察、沖縄文化研究二九
 岡本隆司、二〇〇四、属国と自主のあいだ―近代清韓関係と東アジアの命運、名古屋大学出版会
 岡本隆司、二〇〇八、世界のなかの日清韓関係史―交隣と属国、自主と独立、講談社
 岡本隆司、二〇一七、中国の誕生―東アジアの近代外交と国家形成、名古屋大学出版会

我部政男、一九八四、明治初期の政府と沖縄地方―脱清行動と血判誓約書を中心に、年報政治学三五巻

我部政男、一九九二、日本近代化と沖縄、『君波講座 近代日本と植

民地1 植民地帝国日本』岩波書店

川畑恵、二〇一九、尚泰(日本史リブレット人)、山川出版社

川尻文彦、二〇一七『万国公法』の運命―近代における日中間の「思

想連関」の観点から、愛知学院大学紀要(言語文学編) 四九号

喜舎場朝賢、一九一四(一九七七)、『琉球見聞録』親泊朝擢(至言社)

佐々木克、二〇〇四、大久保利通、講談社(学術文庫)

瀬川清子、一九六九、『沖縄の婚姻』岩崎美術社

尚球、一九一五、廃藩当時の人物、自家版(マイロフィルム複製本・

沖縄県立図書館所蔵)

平良勝保、二〇一一、『近代日本最初の植民地』沖縄と旧慣調査』藤

原書店

高江洲昌哉、二〇〇九、近代日本の地方統治と「島嶼」、ゆにま書房

高江洲昌哉、二〇一六、(書評)波平恒男『近代東アジアのなかの琉

球併合』を読んで、『クアドランテ』第一八号

並松信久、二〇一〇、伊波普猷と「沖縄学」の形成、京都産業大学論

集・人門科学系列四二、京都産業大学

原口邦紘、一九九二、一九九五、外務省六等出伊地知貞馨と琉球藩(上)

(下)、西南地域史研究第七輯・第十輯

前田勇樹、二〇二一、『沖縄初期県政の政治と社会』榕樹書林

茂木敏夫、一九八七、李鴻章の属国支配―一八八〇年前後の琉球・

朝鮮をめぐる―、『中国―社会と文化』第二号(中国社会文化

学会)

茂木敏夫、一九九七、変容する近代東アジアの国際秩序。山川出版社

森謙二、二〇〇九、沖縄の家と家族・序説、田里修編 平成一七一

二〇年度科研究報告書 沖縄近代法の形成と展開、沖縄大学

矢野達雄、二〇一三、沖縄近代法規における地方制度の位置、田里修

森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』榕樹書林

矢野達雄、二〇一七、沖縄県地方制度近代化の道程―奈良原県政期の

地方制度改革構想、修道法学三九―二

矢野達雄、二〇一八、『沖縄近代法』とは何か―日本近代法史像の

ゆらぎ』研究の深化にむけて、修道法学四〇―二

枚数の制限もあり、参考文献は最小限度にした。本稿の(一)に載せた文献は再録しなかったが、引用にあたっては著者の名前の下に(一)を入れた。

Study of the Ryukyu Disposal (2) - Disposal and after that

MORI Kenji

Toshimichi Okubo made efforts to merge Ryukyu after the Sino-Japanese Negotiations, and Gustave Émile Boissonade, a legal adviser, submitted a proposal for the Ryukyu disposition to Okubo after returning to Japan after the negotiations with the Shino. Determined.

Negotiations with the Ryukyu Domain of Okubo, who became the Interior Sir, are to express the intention of the King of Ryukyu to be voluntarily annexed to Japan. Until the year, I thought that I would move to the era of “Tolerance”, from 1875 to the era of “Preaching”, and if that didn’t work, to the era of “Responsibility”.

Another important is that after the Ryukyu Domain is annexed, Ryukyu will be treated as a “prefecture”, not as a client state, but in the same line as other Domains.

However, there was no agreement within the Meiji government on the “principle of prefectural unity” (Fuken-icchi no Sei). The Ministry of Foreign Affairs had a strong idea of positioning Okinawa as Client state. The Ryukyu feudal lord refused the annexation by the Japanese government and repeated resistance to the Japanese government. He redeemed the crime. At the request of China, Grand proposed the division of Ryukyu, but the Shino rejected the proposal, and for that reason Ryukyu [Okinawa] was virtually decided to belong to Japan.